令和６年(2024年)４月１日以降　プレジャーボート等が使用できる漁港一覧

凡例

使用可能となる日	○	４月１日～	◎	４月20日～	▼	４月25日～ 原則ヨットのみ	▲	４月29日～	△	５月１日～	☆	５月25日～
	□	６月１日～	◇	６月15日～	⊕	７月１日～	▽	８月１日～	✪	８月20日～	★	９月15日～
	◆	10月１日～	■	11月１日～	●	12月１日～	⦿	３月20日～	－	－	－	－

※1	ディンギーヨットのみ使用できます。
※2	動力式ゴムボートも使用できます。
※3	クレーン付きトラック（ボート等の上下架）も使用できます。
※4	寄港による係留ができます。
※5	ご使用の際、複数の船舟等の横付けをお願いする場合があります。
※6	船揚場をご利用の際、ボートトレーラー等を使用する場合は、各自駐車場の確保が必要です。

注意　１．使用できる施設の岸壁等には、船揚場の使用者が乗降りのために一時的に係留できる岸壁等を含んでいません。
　　２．許可隻数、利用可能期間などについては、各漁港の所在する申請先市町村、漁港所在地を管轄する総合振興局（振興局）又は道庁漁港漁村課にお問い合わせください。

振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設 船揚場	漁港施設 岸壁等	漁港施設 陸上保管
宗谷	浜頓別町	頓別	○	○	○
	稚内市	東浦			○
		宗谷（珊内地区）		○	
		恵山泊	※2 ○	○ ※3 ○	○
		西稚内	※2 ○	○ ※3 ○	○
		抜海	※2 ○	○ ※3 ☆	○
	豊富町	稚咲内	△		△
	礼文町	礼文西(元地地区)		※4 ○	○
	利尻町	新湊（新湊地区）	○	○	○
		蘭泊	○		○
		仙法志	○	○	○
	利尻富士町	鬼脇(旭浜地区)	※6 ○		
		鬼脇(南浜地区)	※6 ○		
留萌	遠別町	遠別	○	※4・※5 ○	
	初山別村	豊岬		○	
	苫前町	苫前	○	○	
	小平町	鬼鹿	※6 ○	○	
	増毛町	岩老		※4 ⊕	
石狩	石狩市 旧浜益村	浜益（幌地区）		※4 ○	
		浜益（浜益地区）		○ ※4・※5 ○	
	石狩市 旧厚田村	古潭		○	
後志	小樽市	祝津（副港）	※1 ○		
	余市町	余市（本港地区）	※2 ○	○ ※4 △ ※4･5 □	
		余市（湯内地区）	△	○	
	古平町	古平	※6 ○	○、※4✪ ※4 ○ ※4･5 ○	
	積丹町	美国		○、※4○ ※4･5 ○	■
		幌武意	※2 ○ ※2･6 ○		
		余別（来岸地区）	※2･6 ○		
	神恵内村	神恵内（珊内地区）		○	

振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設 船揚場	漁港施設 岸壁等	漁港施設 陸上保管
後志	神恵内村	神恵内（赤石地区）	○	○	
		神恵内（本港地区）		○	■
	泊村	盃(盃)		○	
		泊(後志)		○	
	寿都町	横澗	※6 ○	※5○	
	島牧村	千走（永豊地区）	※6 ○		○
		千走（千走地区）	※6 ○	○	○
檜山	せたな町 瀬棚区	須築	※2 ※6 ○	※3 ○ ※4 ○	
		狩場（美谷地区）	○	○	
		狩場（吹込地区）	○	○	
		狩場（虻羅地区）	○	○	
		狩場（中歌地区）	○		
	せたな町 北檜山区	鵜泊（太檜地区）	※2 ○	※3 ○	○
	せたな町 大成区	久遠	※6 ○◆ ○	○ □	
		白泉	○		●
	乙部町	豊浜	○		
		乙部（元和地区）	※6 ○		
		乙部（乙部地区）	○		○
	江差町	江差追分（五勝手地区）	○	○	
	上ノ国町	上ノ国（上ノ国地区）	○ ※2 ※6 ○		○
		上ノ国（石崎地区）		○	
	奥尻町	奥尻（稲穂地区）	○		
		奥尻（宮津地区）	○		
		奥尻（赤石地区）	※2 ○	○	
		奥尻（松江地区）	○		
		青苗	○	○ ※3 ○	
		神威脇	○	※4 ○ ○	
渡島	松前町	大沢朝日（朝日地区）		○	
	福島町	吉岡		○	
		福島（福島地区）	○	○	
	知内町	知内（小谷石地区）	○	○	
	木古内町	木古内（釜谷地区）	○	○ ※3 ○ ※4 ○	
	北斗市 （旧上磯町）	北斗（当別地区）		○	

令和6年(2024年)4月1日以降　プレジャーボート等が使用できる漁港一覧

凡例

使用可能となる日	○	4月1日～	◎	4月20日～	▼	4月25日～ 原則ヨットのみ	▲	4月29日～	△	5月1日～	☆	5月25日～
	□	6月1日～	◇	6月15日～	⊕	7月1日～	▽	8月1日～	✪	8月20日～	★	9月15日～
	◆	10月1日～	■	11月1日～	●	12月1日～	⦿	3月20日～	－	－	－	－

※1	ディンギーヨットのみ使用できます。
※2	動力式ゴムボートも使用できます。
※3	クレーン付きトラック（ボート等の上下架）も使用できます。
※4	寄港による係留ができます。
※5	ご使用の際、複数の船舟等の横付けをお願いする場合があります。
※6	船揚場をご利用の際、ボートトレーラー等を使用する場合は、各自駐車場の確保が必要です。

注意　1．使用できる施設の岸壁等には、船揚場の使用者が乗降りのために一時的に係留できる岸壁等を含んでいません。
　　2．許可隻数、利用可能期間などについては、各漁港の所在する申請先市町村、漁港所在地を管轄する総合振興局（振興局）又は道庁漁港漁村課にお問い合わせください。

振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設 船揚場	漁港施設 岸壁等	漁港施設 陸上保管
渡島	北斗市〈旧上磯町〉	北斗（茂辺地地区）		○	
		北斗（上磯地区）		○	
	函館市	函館		○	
		住吉	※2・※6 ○		
		函館湯川		※4 ○	
		志海苔（志海苔地区）	○		○
		川汲（安浦地区）		○	
	鹿部町	鹿部		○	
	八雲町	八雲（八雲地区）	※2・※6 ○	※4 ○	
	八雲町	熊石	○		
		関内	○ ※2 ○		○
		相沼泊川（泊川地区）	○		
		相沼泊川（相沼地区）	○ ※2 ○		○
	長万部町	長万部	※2・6 ○		
胆振	豊浦町	大岸	※2 ○	○ ※3 ○ ※4 ○	
		豊浦	○	○ ※3 ○ ※4 ○	
	洞爺湖町	虻田（大磯地区）※損害賠償保険加入必須	○	※4 ○	
	伊達市	伊達	○	※4 ○	
		黄金	○	○ ※4 ○	
	登別市	登別	※6 ○		
日高	日高町	門別	○	※4 ○	
	新冠町	節婦		○	
	新ひだか町〈旧静内町〉	静内	※6 ○		
		東静内		○	
	新ひだか町〈旧三石町〉	三石（三石）	※2 ○	※4 ○	
	様似町	様似	※6 ○		
	えりも町	東洋		※4 ○	

振興局等	申請先市町村	使用できる漁港	漁港施設 船揚場	漁港施設 岸壁等	漁港施設 陸上保管
日高	えりも町	庶野		※4 ○	
		目黒		◆	
十勝	豊頃町	大津	○		
釧路	釧路市	千代ノ浦	※2 ○		
根室	根室市	沖根婦	○		
		幌茂尻（幌茂尻）		○	○
		幌茂尻（温根沼）	▲		▼
	標津町	標津	○	○	○
	羅臼町	峯浜		※4 △	
		於尋麻布	△		
		羅臼	○	○	○
		知円別	○		
		相泊	○		
オホーツク	斜里町	ウトロ（ウトロ地区）	※6 △	※5 △ ※4 □	○
		知布泊	※6 △	※5 △	○、■
		斜里			○、●
	網走市	鱒浦	※6 ▽		○、■
		呼人			○、■
		能取（二見ヶ岡地区）	△	△ ※4 △	○、■
	北見市〈旧常呂町〉	常呂	◎	※5 ○ ◎ ⦿	
	佐呂間町	浜佐呂間	◎	※5 ◎	○、■
		富武士（富武士地区）	※6 ◎	※5 ◎	○、■
		富武士（若里地区）		◎	○、■
	湧別町	登栄床	※2・※6 ◎	※5 ◎	○、■
	興部町	興部		※3 □	
	雄武町	沢木	※6 □	□	○